

平成 30 年度

名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金

申請の手引き

昨年度からの主な変更点

- 補助金交付申請書、実績報告書、補助金交付請求書の様式を変更しました。必ず最新のものを使用してください。
- 実績報告時に「住宅の引渡証明書」の提出が必要となります。（補助対象システムが導入された新築住宅を購入する場合のみ）

注意事項

- 必ず、交付決定後に補助対象システムの設置工事に着工してください。交付決定日前に着工した場合、補助を受けることはできません。
- 平成 31 年 3 月 15 日(金)までに補助対象システムの設置工事を完了してください。
- 平成 31 年 3 月 29 日(金)までに実績報告書を提出してください。
- 申請書類等に使用する印鑑はすべて同一のものを使用してください。必ず提出書類の写しをとり、使用した印鑑の控えを各自保管してください。
- 申請書類等の作成には、消えるボールペンや鉛筆を使用しないでください。必ず黒インクのボールペンを使って記入してください。
- 修正液等による修正は行わないでください。
- 「名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱」を熟読の上、申請してください。
- 名古屋市公式ウェブサイトですぐ受付状況を随時公開します。

平成 30 年 4 月

名古屋市環境局環境企画部低炭素都市推進課

1 補助対象システム

補助の対象となる設備は、以下を満たす家庭用燃料電池システム（エネファーム）です。

- (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）による燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金の補助対象として指定されているもの。
- (2) 未使用品のもの。移設されたものは対象外です。

2 補助対象者

補助の対象者は、以下を満たす方です。

- (1) 市内の住宅（集合住宅も可）に新たに補助対象システムを設置すること。
又は
補助対象システムが設置された市内の新築住宅（集合住宅も可）を購入すること。
- (2) 個人の場合、名古屋市民であること。
法人の場合、本店又は主たる事務所が名古屋市内であること。

3 補助金額

1台あたり3万円

- ・愛知県からの補助金（愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金）を含みます。

4 募集件数

500件（先着順）

- ・補助金を受けることができる回数は、1つの年度において1回のみです。
- ・申請が予算の範囲を超えた場合は、募集期間中でも受付を終了します。
- ・申請が予算の範囲を超えた日に、複数の補助金交付申請書を受け付けた場合は、くじ引きによる抽選を公開にて行います。
- ・若干の補欠を募集することがあります。補欠は、補助申請の辞退が出た際に繰り上げて交付決定を受けることができます。

5 申請にあたっての注意事項

- (1) 必ず、交付決定後に補助対象システムの設置工事に着工してください。補助対象システムが設置された新築住宅を購入する場合は、交付決定後に住宅の引渡しを受けてください。
- (2) 平成31年3月15日(金)までに補助対象システムの設置工事を完了してください。
- (3) 平成31年3月29日(金)までに実績報告書を提出してください。
- (4) 以下の3つが同一である必要があります。
 - ①補助申請者
 - ②工事請負、売買契約の契約者
 - ③設備設置費に係る領収書の宛名

【交付対象とならない例】

- ・本店又は主たる事務所が名古屋市内にない法人が、市内の住宅にエネファームを設置する場合

6 手続きの流れ

①「補助金交付申請書(第1号様式)」の提出(郵送のみ)

申請期間 平成30年4月23日(月)～平成31年2月28日(木)(必着)

提出先：〒460-0011 名古屋中区大須四丁目12番3号 ADビル
株式会社東海アドエージェンシー内
「住宅の低炭素化促進補助金 受付窓口」
TEL：052-241-3785 FAX：052-263-3367

⇩ およそ2週間後

②補助金の交付決定

「補助金交付決定通知書」を申請者宛てに送付します。

⇩

③設置工事

必ず、交付決定後に補助対象システムの設置工事に着工(補助対象システムが設置された新築住宅を購入する場合は引き渡し)してください。
平成31年3月15日(金)までに工事を完了してください。

⇩

④「実績報告書(第6号様式)」の提出(郵送のみ)

提出期限 平成31年3月29日(金)(必着)

提出先：〒460-0011 名古屋中区大須四丁目12番3号 ADビル
株式会社東海アドエージェンシー内
「住宅の低炭素化促進補助金 受付窓口」
TEL：052-241-3785 FAX：052-263-3367

⇩ およそ2週間から1か月後

⑤補助金の交付額確定

「補助金交付額確定のお知らせ」を申請者宛てに送付します。
また、「補助金交付請求書(第7号様式)」の様式も同封します。

⇩

⑥「補助金交付請求書(第7号様式)」の提出(郵送のみ)

提出期限 平成31年4月12日(金)(必着)

提出先(①補助金交付申請書や④実績報告書と提出先が異なります。)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局環境企画部低炭素都市推進課 エネファーム補助金担当
TEL：052-972-2696 FAX：052-972-4134

⇩ およそ1か月後

⑦補助金の振込み

「ネンリョウデンチシステムホジヨナゴヤシ」の名称で振込みます。
振込みの完了について通知等は送付しません。通帳の記帳などで確認してください。

7 提出書類

参考資料

家庭用燃料電池システム（補助金交付申請書・実績報告書）提出書類チェック表

- 補助金交付申請書等の様式は、名古屋市公式ウェブサイト（トップページ＞暮らしの情報＞環境保全＞補助・助成等（環境保全関係））からダウンロードできます。
- 提出するときは、提出書類チェック表をご確認のうえ、漏れのないようにしてください。
- 補助金交付申請書、実績報告書等は郵送により提出してください。
- 提出時には必ず控えをとり、各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。
- 書類の到着確認が必要な方は、「申請書類等確認票」（名古屋市公式ウェブサイトから様式をダウンロードすることができます）を同封して提出してください。受付窓口にて書類の到着を確認後、この確認票を書類の提出元へ FAX いたします。なお、FAX での返信は、書類の到着の確認のためであり、内容に不備がある場合は後日連絡します。

使用する印鑑について

- 補助金交付申請書、実績報告書、補助金交付請求書等の書類に使用していただく印鑑は、認印でも問題ありませんが、すべて同一のものを使用してください。
- 必ず提出書類の写しをとり、使用した印鑑の控えを各自保管してください。ただし、スタンプ印は不可となります。
- 訂正印も、同一の印鑑を使用してください。修正液、修正テープ、異なる印鑑（小さな印鑑など）による訂正印は認められません。

必要書類について

補助金交付申請時及び実績報告時に必要となる書類については、次のとおりです。

(1) 補助金交付申請時

提出書類	確認事項
補助金交付申請書	<input type="checkbox"/> 本市が指定する様式を使用すること。
工事請負契約書のコピー又は売買契約書のコピー	<input type="checkbox"/> 注文書及び注文請書のコピーも可。 <input type="checkbox"/> 契約書の契約者名が補助金の申請者であること（申請者を含む共有名義も可）。 <input type="checkbox"/> 申請者及び施工販売業者双方の押印のあるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの（収入印紙の貼付が不要な形式を除く）。
エネファームの設置を予定している住宅の現況のカラー写真	<input type="checkbox"/> 既存住宅に設置する場合、住宅全体の写真及びシステムの設置予定箇所が確認できる写真であること。 <input type="checkbox"/> 新築住宅に設置する場合、現在の建築状況が分かる写真及びシステムの設置予定箇所が確認できる写真であること。
エネファームの設置を予定している住宅の場所を示す地図	<input type="checkbox"/> 土地や住宅が複数記載されている場合は、矢印等で土地・住宅を特定すること。
法人の登記事項証明書 (法人・管理組合法人が申請する場合のみ必要)	<input type="checkbox"/> 申請窓口へ完備した書類が到達した日前3か月以内に発行されたもの（コピー可） <input type="checkbox"/> 登記情報提供サービスから登記情報を印刷したものは不可。
管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料 (管理組合の管理者が申請する場合のみ必要)	

【自己が居住しない既存住宅にシステムを設置する個人又は、既存住宅にシステムを設置する法人のみ必要な提出書類】

提出書類	確認事項
エネファームを設置する建物が住宅であることを確認する書類	<input type="checkbox"/> 「建物の登記事項証明書」、「固定資産（家屋）の評価証明書」、「納税通知書に同封される固定資産税の課税明細書のコピー」いずれかの書類を提出すること。 <input type="checkbox"/> 「建物の登記事項証明書」は、申請窓口へ完備した書類が到達した日前3か月以内に発行されたものであること。 <input type="checkbox"/> 「固定資産（家屋）の評価証明書」及び「納税通知書に同封される固定資産税の課税明細書のコピー」は、平成30年度に発行されたものであること。 <input type="checkbox"/> 建物の種類に「居宅」等の住宅と確認できる記載があること。

(2) 実績報告時

提出書類	確認事項
実績報告書	<input type="checkbox"/> 本市が指定する様式を使用すること。
住民票の写し (コピーでも可)	<input type="checkbox"/> 申請窓口へ完備した書類が到達した日から3か月以内に発行されていること。 <input type="checkbox"/> マイナンバーの記載がないこと。 <input type="checkbox"/> 申請者の氏名及び住所が名古屋市内であることを確認できるもの(その他の情報は不要です。)
燃料電池ユニットの設置状況が分かるカラー写真	<input type="checkbox"/> 燃料電池ユニットを設置したことが確認できること。
貯湯ユニットの設置状況が分かるカラー写真	<input type="checkbox"/> 貯湯ユニットを設置したことが確認できること。
エネファームが設置された住宅全体のカラー写真	<input type="checkbox"/> 玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、一枚に収まらない場合は、複数枚に分かれていても可)。

提出書類	確認事項
補助対象経費に係る領収書のコピー	<input type="checkbox"/> 宛名が申請者本人であること。 <input type="checkbox"/> 補助事業に係る領収書であることがわかること。 <input type="checkbox"/> 収入印紙が貼付され消印があること（収入印紙の貼付が不要な形式を除く）。
設置した燃料電池ユニットの型式と製造番号確認できるもの	<input type="checkbox"/> 型式と製造番号が確認できる銘板の写真、保証書のコピー、検査成績証のコピー等であること。
設置した貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるもの	<input type="checkbox"/> 型式と製造番号が確認できる銘板の写真、保証書のコピー、検査成績証のコピー等であること。

【設備が導入された新築住宅を購入する場合のみ必要な提出書類】

提出書類	確認事項
住宅の引渡証明書等	<input type="checkbox"/> 住宅を引き渡した日が確認できるものであること。

【自己が居住しない新築住宅もしくは建売住宅に設備を設置した個人又は、新築住宅もしくは建売住宅に設備を設置した法人のみ必要な提出書類】

提出書類	確認事項
エネファームを設置する建物が住宅であることを確認する書類	<input type="checkbox"/> 「建物の登記事項証明書」、「固定資産（家屋）の評価証明書」、「納税通知書に同封される固定資産税の課税明細書のコピー」いずれかの書類を提出すること。 <input type="checkbox"/> 「建物の登記事項証明書」は、申請窓口へ完備した書類が到達した日前3か月以内に発行されたものであること。 <input type="checkbox"/> 「固定資産（家屋）の評価証明書」及び「納税通知書に同封される固定資産税の課税明細書のコピー」は、平成30年度に発行されたものであること。 <input type="checkbox"/> 建物の種類に「居宅」等の住宅と確認できる記載があること。

9 設備の設置を中止するとき

交付決定を受けた方が、設備の設置を中止するときは、速やかに「中止承認申請書（第4号様式）」を郵送にて提出してください。中止承認申請書が提出されないと、補欠として繰り上げを待っている申請者が補助金を受け取れません。速やかな提出にご協力ください。

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目 12 番 3 号 ADビル
株式会社東海アドエージェンシー内
「住宅の低炭素化促進補助金 受付窓口」
TEL：052-241-3785 FAX：052-263-3367

10 設備の管理等

補助金の交付を受けた方は、補助の対象となった設備を法定耐用年数（6年）の期間は、適正に管理及び運用しなければなりません。

また、法定耐用年数内に設備を処分（売却、譲渡及び廃棄など）する場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない場合がありますのでご注意ください。

11 その他

- (1) 申請者が「名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱」に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- (2) 必要に応じて申請者に対して報告を求め、現地調査等を行う場合があります。
- (3) 補助金の交付を受けた方には、エネファーム及び地球温暖化防止等に関するアンケートなどにご協力いただく場合があります。

12 お問い合わせ

電話対応時間

午前9時から正午、午後1時から午後5時

（土曜・日曜・祝日、12/31～1/3は除く）

- (1) 書類の提出先及び補助金の制度概要、書類の記入方法等に関すること

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目 12 番 3 号 ADビル
株式会社東海アドエージェンシー内
「住宅の低炭素化促進補助金 受付窓口」
TEL：052-241-3785 FAX：052-263-3367

- (2) その他制度全般に関すること

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
環境局環境企画部低炭素都市推進課 「エネファーム補助金担当」
TEL：052-972-2696 FAX：052-972-4134